

第一章 名称及び事務所の所在地

第一条 東京電機大学校友会山陰支部（以下本支部）と称する。

第二条 本支部は事務所を会長宅に置く。

第二章 目的

第三条 本支部は会員相互の親睦を図り、会員と母校との連携を密にし、母校及び校友会の発展と郷土の振興に寄与する事を目的とする。

第三章 会員

第四条 本支部の会員は学校法人東京電機大学の設置する学校（前身の諸学校を含む）の卒業生で、島根、鳥取両県に居住又は勤務し、又特別に本支部に入会を希望する者で構成する。

第四章 組織

第五条 本支部に島根県東・西部、鳥取県東・西部の4ブロックを設置する。

第五章 役員

第六条 本支部に会長1名、副会長、会計監査、幹事、相談役若干名を置く。

尚、幹事のうち1名を会計担当とし、1名を事務局長とする。

第七条 会長は本支部を代表し、執務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第八条 役員の任期は原則として2年とし、総会にて選任する。但し再任を妨げない。

尚、役員に欠員を生じた時は幹事会にて補充するが、任期は前任者の残存期間とする。

第六章 会議

第九条 会議は総会と幹事会とする。

第十条 総会は原則として年1回、会長が召集して開催し、事業計画並びに報告、役員の選出等を行う。

第十一条 幹事会は随時、会長が召集する。

第十二条 総会の議決は総会当日出席者の過半数で決する。

第七章 事業

第十三条 本支部は見学会、講演会等を行うと共に、その他学校法人東京電機大学の事業に協力する。

第八章 費用及び会計

第十四条 支部の費用は、本部よりの補助金及び会員より必要の都度徴収する会費をもって充当する。

第十五条 会計監査は本支部の会計を監査する。

第九章 慶弔

第十六条 会員に係わる慶弔は、会長が金額その他を決定する。

第十章 補則

第十七条 本規約の改正は、総会の議決を要する。

付則

- 1, 本規約は平成9年7月12日より施行する。
- 2, 本規約は平成11年10月2日より施行する
- 3, 本規約は平成23年12月3日より施行する。